

6-4  
167

学士号に関する委員会報告書

25.12.1

八一

一、問題

新制大学における学士号については、学校教育法第六三條第一項に「大学に四年以上在学し、一定の試験を受けこれに合格した者は学士と稱することが出来る」と規定され、更にその第二項に「学士に関する事項は監督庁がこれを定める」と規定されている。たゞこれは学士号についての一般的原則を規定したものであって、その種類を如何に定めるか、また旧制度における学士号との関係を如何にするかはについては別途に考究を要する。大学基準運用要項の中に「八、学士号の種類を次のように運用する」として

(1) 学士の稱号の上に冠してその種別を示す名稱は、原則として出身学部の種類によるものとする

(2) 前項によることか適当でないもの、或は学部の中にある学科が学部基準の内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適當の名稱を冠するものとする。と規定したのは、この問題の解決に一步を進めようとしたものに外ならない。しかしこの規定も實際には尚原則を指示するに止まり、問題の具体的な解決を齎らすものではなかつた。出身学部の名稱といつても学部名をそのまま学士号に用いるには不適なものもあるし、(例、人文学部、外国語学部)、一学部で数種の学士号をもつことを適當とするものもあるし(例、学芸学部)、さらに一学部の中に数個の学科をもつものにあつては、学稱の内容が学士号の區別に相當するや否やの判定の問題が残る。その上にかりにこの原則を形式的に適用したとすれば、予想される学士号の種類は約三十に上るのであるが、基本教育としての新制大学の修了段階において兼してそれだけの細別を必要とするか否か。こゝには單に形式的には止まらない根本問題が横たわっている。本委員会は新制大学の根本理念に立脚してこれらの問題と具体的に解決するために設置されたものである。

二、審議経過

委員會において最初審議の対象とされたのは次の三つの案であつた。  
(1) 学士の稱号を精密に分ける。

春山 125

(2) 学士の称号のみを与える。

(3) 学士の名稱を17以上と分類する。(但又は比較的少数とする)

右の中第一案は、現存の学部、学科名をそのまま、取って学士の名稱とするという原則を多少の修正をもつて認めようとするものであって、この案によれば、予想される学士号の種類はおよそ次表の如くなる。

A. 單一の名稱をもつ学部 (三三)

- |             |             |                 |
|-------------|-------------|-----------------|
| 法学部 (法学士)   | 水産学部 (水産学士) | 電気通信学部 (電気通信学士) |
| 経済学部 (経済学士) | 繊維学部 (繊維学士) | 家政学部 (家政学士)     |
| 医学部 (医学士)   | 商船学部 (商船学士) | 社会学部 (社会学士)     |
| 工学部 (工学士)   | 文学部 (文学士)   | 畜産学部 (畜産学士)     |
| 薬学部 (薬学士)   | 商学部 (商学士)   | 園芸学部 (園芸学士)     |
| 体育学部 (体育学士) | 理学部 (理学士)   | 農学部 (農学士)       |
| 芸術学部 (芸術学士) | 農学部 (農学士)   | 工芸学部 (工芸学士)     |
| 獣医学部 (獣医学士) | 歯学部 (歯学士)   | 経営学部 (経営学士)     |

佛教学部 神学部、人文学部、外国語学部、英文学部

(文学士又は佛教学士、神学士、英文学士)

- 学芸学部 (学芸学士、文学士、理学士)
- 教育学部 (教育学士)
- 教養学部 (学芸学士)

B. 複合の名稱をもつ学部 (一四)

- (一)
- 法文学部 (法学士、文学士、学芸学士)
- 文理学部 (文学士、理学士、学芸学士)
- 文政学部 (文学士、政治学士、学芸学士)
- 文家政学部 (文学士、理学士、家政学士、学芸学士)
- 理家政学部 (文学士、理学士、家政学士、学芸学士)
- (二)
- 政経学部 (政治学士、経済学士)
- 法経学部 (法学士、経済学士)
- 理工学部 (理学士、工学士)
- 水畜産学部 (水産学士、畜産学士)
- 新経学部 (商学士、経済学士)
- 法学社会学部 (法学士、社会学士)
- 医工学部 (医学士、工学士)
- 獣医畜産学部 (獣医学士、畜産学士)

この案の長所は、形式的に大学規準運用要項に準據すること、従つて實際的にも磨擦が少いであろうという点にある。けれどもその反面これには多くの欠点がある。

(1) 基本教育という新制大学の連前から見て学士の種別が多すぎる嫌のあること、

(2) 学士号を区別する標準が明確でないこと、即ち修業学科及至課程による区別と、  
 職業を意味する区別とが、標準として混在してゐること、

(3) 将来もこの方針によつて学士号が増加して行く場合には右の欠点が更に増大すること、

は欠点の主たるものである。

第三案は学士の稱号のみを与えて、その種類を規定しない点で、第一案とは正反対の立場にあり、従つて第一案について右に掲げた欠点からは完全に解放されてゐる利益がある。その上に新制大学が一般的に修士課程と博士課程をもつものとするれば、この段階においてはたゞ学士という資格を認定すべしという主張には更に強い論據があるように見える。けれどもすでに学校の区別があり、学科及至課程の区別があり、その上に修了右の職業の区別がある場合、單に学士という包括的な名稱

でこの資格を認定することには、大きな實行上の不利益がある。殊に修士、博士の大学院過程をふまず、新制大学で修学をおわるものにとつては、これは無視し得ない不利益となるであろう。この欠点を補なうために、学士の下に例をば括弧を以て専攻学科を附記するということも考えられるが、その場合には實質上第一案に帰着し、第一案と同様の、ある場合にはそれ以上の欠点をもつこととなるであろう。

第三案は以上二案の中府にあるもの、あるいは第一案についての修正案である。骨子とする点は、学士号についての現行の制度を尊重し、新名稱の乱発による弊害を避けるために、現在予想される学士号の種類から、適當と考へられるもの十七種を選定し、その他については個別的審査の上、限定的にこれを認め、行こうというものである。選定された十七種は次り如くである。

- 法学士、経済学士、医学士、工学士、薬学士、体育学士、芸術学士、商船学工
- 文学士、商学士、理学士、農学士、歯学士、家政学士、教育学士、政治学士、
- 神学士

またプラスXとして考慮に上つたものは次の如くである。

獣医学士、水産学士、繊維学士、経営学士、社会学士、畜産学士、工芸学士、  
学芸学士

しかし委員会がこれに従って案を練った結果次のような二つの困難に逢着した。

(1) プラスXの決定は事実上極めて困難であること、

(2) プラスXは結局において将来該学位の希望する数まで増加するであろうと  
いうこと、これである。若し果してそうであるならば結局第一案に帰  
することになり、第一案と同様の欠点をもつこととなる。

かくて、第一、第二、第三、の各案について投票を行った結果は、(総投票数12)

第一案 0

第二案 9

第三案 3

となったが、第二案についても、前述のぬき問題があるので、更に再検討を行う  
こととなった。その結論が次の結論である。

### 三、結論

7

学士の種類を次のように定める。

一、文科学士 (Bachelor of Arts)

二、理科学士 (Bachelor of Sciences)

三、社会科学士 (Bachelor of Social Sciences)

四、学芸学士 (Bachelor of Liberal Arts)

学士の称号の下に括弧を附してその専攻科目をます、その場合には、学士をくり  
返して附しないこと。

委員会が十月十九日の会合において全員一致してこの結論に到達した理由は、以  
上の経過説明によつてすでに明白である。たゞここに特に強調したい点はこの案  
新制大学の理念に立脚して生れたという点である。従つてこれを中心としてこの案  
の特質を再述すれば次の如くなる。

(1) 新制大学修学の段階においては、新制大学の基本的性格に鑑みて、四種類の  
学士号を適當とすること

(2) 旧制大学における学士号と區別することは、同時に新制大学の特質を明らか

8

にすす所以であること

い、学士号の種類が少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括弧内表示によって救いうること

9  
(二) 正確な専門科目の表示は若し必要なくば修士課程、博士課程にゆづりうること  
以上の理由の中、新制大学の学士号を旧制大学のそれと区別する点については、それは新制大学を低評価するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれどもこの区別はもともと新制大学の基本的内容から出て来るものであって、いざ、かも低評価の意味はない。ことになお問題が残るとしても、それは結局事実について実証されねばならぬ問題である。また、括弧の中に専攻科目を表示することとすれば、これは学部、学科のあるだけの学士号をそのまま認めることに等しいではないかという疑問も起りうるであろう。しかしこれはあくまで説明であって、基本的な学士号分類の線をあいまいにするのではない。更にこの案において一つの問題は、学部、学科名と学士号とが一致しないことである。これは例えは体育学部、家政学部のように、その中に二つの学士号が予想される場合に特に問題となる。けれども

10  
どもこれはこの案が始めから想定するところであって特に欠点として指摘さるべきところではない。具体的な措置はこの案の精神に従って容易に解決せられるであろう。

本委員會は以上の理由と考察とによつて右の結論に到達したものである。

(一) 大學設置審議會學士号に對する委員會

委員長	小池 敬壽
委員	務台 理作
〃	中山 伊知郎
〃	新関 良三
〃	佐藤 寛次
〃	厩田 清助
〃	藤井 徳三郎
〃	岩崎 卯一

一、問題

新制大学における学士号については、学位授与法第六三條第一項「  
四年以上在學し、一定の試験を受けこれを合格した者は学士と称する

こととできる」と規定され、更にその第二項「学士と稱する事項は

監督庁がこれを定める」と規定されている。たゞこれは学士号につ

ての一般的原则を規定したものであつて、その種を如何に定めるか

また旧制大学における学士号との關係を如何にするかについては別途

考案を要する。大學基準運用要項の中に「八、学士号の種類を次のよ

うに運用する」として

(1) 学士の称号の上冠してその種別を示す名称は、原則として出身学

部の名称によるものとする。

(2) 前項によることが適當でないもの、或は学部の中にある学科が学部

の標準する内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適當の名称

を冠するものとする。

と規定したのは、この問題の解決に一步を進めようとしたもの以外な

らぬ。しかしこの規定も實際には尙原則を指示するに止まり、問題

の具體的な解決を齎らすものではなかつた。出身学部の名称といつて

も学部名をそのまゝ学士号に用いるには不適當なものもあるし、(例

人文学部、外国語学部)、一部で各種の学士号をもつことを適當と

するものもあるし(例、学芸学部)、さらには一部の甲種個の学科

をもつものにあつては、学科の内容が学士号の區別に相當するや否や

の判定の問題が残る。その上ばかりにこの原則を形式的に適用したと

すれば、予想される学士号の種類は約三十以上上るのであるが新制大学

の組織編成において乘してそれだけの細別を必要とするか否か。ここ

では單に形式的に止まらぬ根本問題が横たはつてゐる。本委員会

は新制大学の根本理念に立脚してこれらの問題を具體的に解決するた

めに建議されたものである。

二、学位の種類

委員等によりて最初各級の対象とされたのは次の三つの案であつた。

- (1) 学位の称号を精密に分ける。
  - (2) 学位の称号のみを与える。
  - (3) 学位の名称を17文字で分類する。(但しとは比較的少数とする)
- 右の中才一案は、現存の学部、学科名々そのまゝ取つて学位の名称とするという原則を多少の修正をもつて認めようとするものであつて、この案によれば、予想される学位の種数はおよそ次表の如くなる。

A、単一の名をもつ学部(三二)

法学部	(法学士)	水産学部	(水産学士)	電気通信学部	(電気通信学士)
経済学部	(経済学士)	繊維学部	(繊維学士)	家政学部	(家政学士)
工学部	(工学士)	船舶学部	(船舶学士)	社会学部	(社会学士)
薬学部	(薬学士)	商学部	(商学士)	畜産学部	(畜産学士)
体育学部	(体育学士)	理学部	(理学士)	園芸学部	(園芸学士)
芸術学部	(芸術学士)	農学部	(農学士)	工業学部	(工業学士)
獣医学部	(獣医学士)	歯学部	(歯学士)	経営学部	(経営学士)

佛教学部、神学部、人文学部、外国語学部、英文学部  
 (文学士又は佛教学士、神学士、英文学士)

学芸学部  
 然らざるもの  
 教育学部  
 然らざるもの

B、複合の名をもつ学部(一四)

法文学部	(法学士、文学士、学芸学士)
文理学部	(文学士、理学士、学芸学士)
文政学部	(文学士、政治学士、学芸学士)
文家政学部	(文学士、理学士、家政学士、学芸学士)
理家政学部	

- 政治学部 (政治学士、経済学士)
- 商経学部 (商学士、経済学士)
- 法政学部 (法学士、経済学士)
- 社会学部 (社会学士、社会学士)
- 工学部 (工学士、工業士)
- 医学部 (医学士、工業士)
- 水産学部 (水産学士、畜産学士)
- 獣医学部 (獣医学士、畜産学士)

この案の長所は、形式的に大衆標準適用要項に準拠すること、従つて  
 實際的にも過渡が少いであろうという点にある。けれどもその反面と  
 れは多くの欠点がある。

- (1) 新制大学の建前から見ても学士の種別が多すぎる嫌のあること、
- (2) 学士号を区別する標準が明確でないこと、即ち修業年限乃至課程  
 による区別と意義を意味する区別とが、標準として現在していること、
- (3) 將來もこの方針によつて学士号が増加して行く場合には右の欠点が  
 更に増大すること、

は欠点の主たるものである。

才二案は学士の称号のみを与えて、その種別を規定しない点で、才一  
 案とは正反對の立場であり、従つて才一案について右に掲げた欠点か

らは完全な解放されている利益がある。その上に新制大学が一般的に  
 修士課程博士課程をもつものとするれば、この段階においてはたゞ学士という  
 資格を認定すべしという主張は更に強い論拠があるように見える。  
 けれどもすでに学位の区別があり、学科乃至課程の区別がある場合、  
 単に学士という包括的な名称でこの資格を認定することは、大きな  
 実行上の不利益がある。殊に修士、博士の大学院課程をふまず、新  
 制大学で修学をおわるものにとつては、これは無視し得ない不利益と  
 なるであろう。この欠点を補うために学士の下に例えば「狭義」を以て  
 専攻学科を附記するということも考えられるが、その場合には事實上  
 才一案に帰着し、才一案と同様の、ある場合にはそれ以上の欠点をも  
 つこととなるであろう。

才三案は以上二案の中間にあるもの、あるいは才一案についての修正  
 案である。骨子とする点は、学士号についての現行の制度を尊重し、  
 新名称の追加による弊害をさけるために、現在予備される学士号の種  
 類から、適當と考えられるもの十七種を認定し、その他については個



別の特査の上、限定的にこれと認めて行うというものである。選定された十七種は次の如くである。

法学士、経済学士、医学士、工学士、農学士、体育学士、芸術学士、  
商船学士、文藝士、商学士、理学士、農学士、理学士、家政学士、  
教育学士、政治学士、海軍士、

またプラスαとして考慮の上つたものは次の如くである。

獣医学士、水産学士、機械工学、経営学士、社会学士、音楽学士、  
工芸学士、学芸学士

しかし委員会がこれに就いて案を練つた結果次のような二つの困難に  
着した。

(1) プラスαの決定は事実上極めて困難であること。

(2) プラスαは結局において將來当該学校の希望する数まで増加するで  
あろうということ、これである。若し果してそうであればオ三案は  
結局オ一案に帰することになり、オ一案と同様の欠点をもつことと  
なる。

かくて、オ一、オ二、オ三の各案について投票を行つた結果は（論投  
票数12）

オ一案	0
オ二案	9
オ三案	3

となつたが、オ二案についても、前述の如き問題があるので、更に再  
検討を行うこととなつた。その結果が次の結論である。

### 三、結論

学士の種類を次のように定める。

- 一、文藝学士 *Bachelor of Arts*
- 二、理科学士 *Bachelor of Sciences*
- 三、社会科学士 *Bachelor of Social Sciences*
- 四、学芸学士 *Bachelor of Liberal Arts*

必要があるときは、学士の称号の下に、括弧を附して、大学の設立するその専攻学級名を表示することができる。その場合には、学士をくり返して附しないこと。

委員会が十月十九日の令令において委員一致してこの結論に到達した理由は、以上の経過説明によつてすばる明白である。たゞここが特別に強調したい点はこの案は新制大学の理念に立脚して生れたという点である。従つてこれを中心としてこの案の特質を再述すれば次の如くなる。

(1) 新制大学修了の設備においては、新制大学の基本的性格を鑑みて、

(2) 旧制大学の学士号を適宜とすること。

(3) 旧制大学における学士号と区別することは、同時に新制大学の特質を明らかにする所以であること。

(4) 学士号の種類の少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括弧内表示によつて救はうること。

(5) 正確な専攻科目の表示は若し必要ならば修士課程、博士課程によつて救はうること。

以上の理由の中、新制大学の学士号を旧制大学のそれと区別する点については、新制大学を低評価するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれどもこの区別はもとより新制大学の基本的性格から出て来るものであつて、いささかも低評価の意味はない。この案を問意が強るとしても、それは結局専攻科目について保証されねばならぬ問題である。また、学級の中を専攻科目を表示することとすれば、これは学部、学級の異なるだけの学士号をそのまゝ認めることと等しいではないかという疑問も起りうるであらう。しかしこれはあくまで疑問であつて、蓋本則を学士号分類の線をかゝるものではない。更にこの案において一つの問題として学部、学級名と学士号とが一致しないことである。これは例えばは学部、家政学部のように、その中心二つの学士号が予想される場合に特別問題となる。けれどもこれはこの案が始めから想定するところであつて特別欠点として指摘するべきところではない。具体的な措置はこの案の精神に従つて容易に解決せられるであらう。

本委員会以上の理由と考察とによつて右の結論に到達したものである。

(備考) 医学及び歯学の学士号については別途考慮すること。

(一) 大学設置審議会学士号に関する委員会

名簿

委員長 小池敬事

委員 務台 知作

中山 伊知郎

新藤 良三

佐藤 寛次

稻田 清助

藤井 徳三郎

岩崎 卯一

加藤 一雄

日高 才四郎

島田 幸一

山口 泰

口 議事日程

九月十六日 委員任命

九月廿七日 第一回委員会、委員長選挙、協議

十月五日 三案について協議、投票

十月九日 常任委員、審査会主査、専門分科会主査の合同会  
議の報告、協議の結果、再考を要することとなる。

十月十九日

再々、その結果函分類案を決定

十月廿六日

常任委員、春登会主登、専門分科会主登合同会  
報告、改めて理由書を起草することとなる。

新制大学における学士号については、学校教育法六三條第一項に「大学に四年以上在學し、一定の試験を受けこれに合格した者は学士と称すること」ができてゐると規定され、更にその中二項に「学士に關する事項は監督庁がこれを定める」と規定されてゐる。たゞこれは學工号についての一般的原则を規定したものであつて、その種案を如何に定めるか、また旧制度における學士号との關係を如何にするかについては別途に考究を要する。大學基準運用事項の中に「ハ、學士号の種類を次のように運用する」として

(1) 學士の称号の上に冠してその種別を不す各稱は、原則として出身學部の各稱によるものとする。

(2) 前項によるものが適當でないもの、或は學部の中にある學科が學部に準ずる内容をもちと認定するときには前項の趣旨により適當の各稱を冠するものとする。

と規定したのは、この問題の解決に一步を進めようとしたものに外ならない。しかしこの規定も實際には尚原則を指示するに止まり、問題の具體的な解決を齎らすものではなかつた。出身學部の各稱といつても學部各をそのまま學士号に用いるには不適當なものもある

し。(例) 文政政學部、水産產學部、外國語學部、一學部で教種の學士号をもつことを處置とするものもあるし。(例) 法文學部、文理學部、學芸學部、さらに一學部の中に教個の學科をもつものにあつては、學科の内容が學士号の區別に相當するや否やの判定の問題が残る。その上にかりにこの原則を形式的に適用したとすれば、たゞその學士号の稱はは約三十に上るのであるが一般教育を重んずる新制大學の基本的性格において果してそれだけの區別を必要とするか又は果してそれができぬか否か。ここには單に形式的には止まない根本問題が横たわつてゐる。本小委員会は新制大學の根本理念に立脚してこれらの問題を具體的に解決するために設置されたものである。

## 二 審議経過

小委員会において最初審議の対象とされたのは次の三つの案であつた。

(1) 學士の稱号を精密に分ける

(2) 學士の稱号のみを与える

(3) 學士の各稱を「工」に分類する (但しは比較的少数とする)

右の非が一案は、現存の學部、學科をそのまま取つて學士の各稱とするという原則を多少の修正をもつて認めようとするものであつて、この案によれば、予想される學工号の種

類はおおよそ表を照くになる。

A. 単一の名称をもつ学部 (三一)

- 法学部 (法学士) 水産学部 (水産学士) 電気通信学部 (電気通信学士)
- 経済学部 (経済学士) 繊維学部 (繊維学士) 家政学部 (家政学士)
- 医学部 (医学士) 商船学部 (商船学士) 社会学部 (社会学士)
- 工学部 (工学士) 文学部 (文学士) 畜産学部 (畜産学士)
- 理学部 (理学士) 商学部 (商学士) 園芸学部 (園芸学士)
- 体育学部 (体育学士) 理学部 (理学士) 農林学部 (農林学士)
- 芸術学部 (芸術学士) 農学部 (農学士) 工芸学部 (工芸学士)
- 獣医学部 (獣医学士) 歯学部 (歯学士) 経営学部 (経営学士)
- 神学部 (神学士) 人文学部 (人文学士) 外国語学部 (外国語学士)
- 佛教学部 (佛教学士) 神学部 (神学士) 英文学部 (英文学士)
- 学芸学部 (学芸学士) 教育学部 (教育学士)
- 教育学部 (教育学士) 学芸学士 文学士 理学士

B. 複合の名称をもつ学部 (一四)

- 法文学部 (法学士 文学士 学芸学士)
- 文理学部 (文学士 理学士 学芸学士)
- 文政学部 (文学士 政治学士 学芸学士)
- 文家政学部 (文学士 家政学士 学芸学士)
- 理家政学部 (文学士 理学士 家政学士 学芸学士)
- 政経学部 (政治学士 経済学士) 商経学部 (商学士 経済学士)
- 法経学部 (法学士 経済学士) 法社会学部 (法学士 社会学士)

- 理工学部 (理学士 工学士) 医工学部 (医学士 工学士)
- 水産学部 (水産学士 畜産学士) 獣医畜産学部 (獣医学士 畜産学士)

この案の長所は形式的に大学基準運用要項に準拠すること、従つて異議的にも磨擦が少いであらうという点にある。けれどもその反面これには多くの欠点がある。

(1) 新制大学の基本的性格からみて学士の種別が不適当であること、(2) 学位の混在していること、(3) 学士号を区別する標準が明確でないこと、即ち学制的区別と職業的区別によるものが混在していること。

(4) 将来学部学科の増加とともに、この方針によって学士号の増加してゆく場合には左の欠点が増大すること、(5) 欠点の主たるものである。

カニ案は学士の数字のみを導入し、その種別を規定しない点、カニ案とは正反対の立場にあり、従つてカニ案について右に掲げた欠点からは完全に解放されている利益がある。更に新制大学の課程の上に修士課程と博士課程とがあることを考慮すれば、この段階においては大いなる学術的資格を認定すべしという主張には更に強い論拠があることは見えぬ。けれどもすでに学校の区別があり、学科乃至課程の区別があり、その上に修了後の職業の区別がある場合、單に学士という包括的な名称でこの資格を認定することには、大

有実の上の不利がある。殊に修士、博士の大学院課程をふます。新制大学で修学をかわるものにとつては、これは無視し得ない不利益となるであろう。この点も例へば修士の下に特強を以て専攻学科を附記するということによつて補いうることも考へられる。才三案は以上二案の中商にあるもの、あるいは才一案についての修正案である。骨子とするは、修士号についての現行の制度を尊重し、新名称の乱発による弊害を避け、ために現在の修士号の種類をもとにして、適当と考へられるもの十七種を選定し、その他については個別審査の上、限定的にこれを認めを行こうといふものである。選定された十七種は次の如くである。

法学士、経済学士、医学士、工学士、薬学士、体育学士、芸術学士、商船学士、文学士、商学士、理学士、農学士、歯学士、家政学士、教育学士、政治学士、神学士、

また、プラスXとして考慮に上つたものは次の如くである。

獣医学士、水産学士、繊維学士、経営学士、社会学士、畜産学士、工学士、学芸学士、

しかし小委員会がこれに後つて案を練つた結果次のようになつた附註に注意した。

(1) 十七種の選定の根拠が薄弱であるからプラスXの決定は事實上極めて困難を有すること。

(2) 定つてプラスXは結局において将来学校の希望する数まで増加するであろうということ。

若し果してそうであれば才三案は結局才一案に帰することに成る。才一案は、才一、才二、才三の各案について投票を行つた結果、委員総数に比べて、

才一案	0
才二案	9
才三案	3

となつたが、才三案についても、なお前述の如き問題があるので、更に慎重に再検討を行うこととなつた。

思うに叙説の如き事ではあるが、新制大学の学部、学科の構成およびその履修方法は旧制大学のそれとは根本的に相違している。即ち旧制大学においては専門内教育のみを施したのに反し新制大学においては一般教育を重視し、これを大学の課程の中に取入れると共にその専門教育においても幅の広い学科組織とそれに対する変化に富んだ伸縮性のある履修方法を本体としてゐる。

例へば旧制大学工学部の土木学科においては土木技術者のみを養成する目的に従つて学科

編成及至履修方法が定められて、学生はこれに従って一律的に極めてせまい専門教育を施されていた。

然るに新制大学工学部土木工学科においては一般教育の基礎の上に土木に關する専門学科と履修する外、他の専門学科、例えば経営とか経済とか法律とかを廣く履修する自由を与えられ、広汎な教育を身につけることがその本旨となつてゐる。同様なことが他の学部学科においても言ひうる。

従つて新制大学における学士号を細別してそれに従つて専門を表示することは、甚だしく困難であり、事實上は不可能な場合が存在する。

この等の根本的事実を検討した結果、学士号は新制大学基準における学科の三系列を参考し次の四種類に大別することが最も適当であつて、これ以外の方法はないと考へられる。

文科学士 (主として人文系列の学科を履修したもの)

理科学士 (主として自然科学系列の学科を履修したもの)

社会科学士 (主として社会科学系列の学科を履修したもの)

学芸学士 (三系列の学科に亘つて履修したもの)

なお必要があるときは、学士の称号の下に、括弧を附して、大学の認定するその専攻学科名を示すことが出来る。

小委員会が十月十九日の会合において出席委員全員一致してこの結論に到達した理由は、以上の経過説明によつてすでに明白である。たゞここに特に強調したい点は、この案は新制大学の理念に立脚して生れたという点である。従つてこれを中心としてこの案の特長を再述すれば、次の如くなる。

(一) 新制大学修了の段階においては、新制大学の基本的性格に鑑みて、四種類の学士号を適宜とする。

(二) 旧制大学における学士号と区別することは、同時に新制大学の特長を明らかにする所以である。

(三) 学士号の種類の少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括弧内表示によつて救はうること。

(四) 正確な専門科目の表示は、若し必要ならば、修士課程、博士課程にゆづりうる。

以上の理由の中、新制大学の学士号を旧制大学のそれと区別する点については、それは新制大学を低評價するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれどもこの区別は、もともと新制大学の基本的性格から出て来るものであつて、いささかも低評價の意味はな



要するに旧制大学と新制大学との相違は前述のように性格の相違であつて、評價の問題ではないといえる。また、格別の中に専攻科目を表示することとすれば、これは学部、学科のあるだけの学士号をそのまま認めることに等しいではないかという疑問も起りうるであらう。しかしこれはあくまで説明であつて、基本的な学士号分類の線とあいま、そのものではない。

### (三) 結 論

本小委員会は以上の理由と考察とによつて左の結論に到達したものである。

- (一) 文 科 学 士
- (二) 理 科 学 士
- (三) 社 会 科 学 士
- (四) 学 芸 学 士

なほ必要あるときは学士の称号の下に格別を附し、大学の認定する専門学科を不すこと  
ができる。

#### (備 考)

1. 医学および歯学の学士号については別途考慮すること。
2. この結論によつて新制大学の学士号を分類すれば別表のとおりである。  
(この別表は更に調査の上修正することがある)

(別表)

<p>(一) 文科学士</p>	<p>学士号名</p>	<p>文学部 神学部 法文学部 文政学部 文学部 教育学部 佛教学部 文政政学部</p>	<p>上欄学士号と与ふる学部名</p> <p>文教教育部 音楽学部 人文学部 英文学部 文理学部 外国語学部 美術学部</p>
<p>(二) 理科学士</p>	<p>学士号名</p>	<p>理学部 園芸学部 水畜産学部 家政学部 繊維学部 体育学部 農学部 畜産学部 文政政学部 理工学部</p>	<p>上欄学士号と与ふる学部名</p> <p>工学部 獣医学部 文理学部 理家政学部 商船学部 学芸学部 薬学部</p>
<p>(三) 社会科学士</p>	<p>学士号名</p>	<p>学芸学部 教育学部</p>	<p>上欄学士号と与ふる学部名</p> <p>法学部 経営学部 文政学部 家政学部 商学部 法文学部</p> <p>理家政学部 法至学部 学芸学部 社会学部 文理学部 文政政学部 政至学部</p>

